

議案第19号

中学校において令和7年度から使用する全ての教科用図書の採択について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づき、中学校において令和7年度から使用する全ての教科用図書を採択すること。

令和6年8月22日提出

山陽小野田市教育委員会  
教育長職務代理者 竹田 佳枝